

横浜市

# まちづくり会社設置

## 関内・関外 活性化計画 エリアマネジを展開

横浜市は、2010年3月末をめどに策定する関内・関外地区活性化計画に基づき、エリアマネジメントを展開するため、まちづくり会社を設置する考えを、2日に開かれた「関内・関外地区活性化推進計画検討会」(委員長・小林重敏、東京都大都市生活学部教授)に提示した。まちづくり会社は中心市街地活性化法に基づいて文書を受けるために設置する中心市街地活性化協議会の必須構成員となり、国の各種補助金の受け皿となる。市は協議会を設置することで、活性化計画に基づいてエリアマネジメントを担保する。

2日の会合で、市は計画策定後のまちづくり推進体制として、中心市街地活性化協議会のほか、個々の特定地区のまちづくり組織をネットワーク化する場の創設も提案した。まちづくり会社は、業種別再生や商店街の活性化、公共施設の利用などについて

中心的作用を担う。

効果的なリニューアルなど乗務ビルの再生▽路面商店街の活性化▽都心に沿った住居立地の検討――の4点を提示した。

会合では、計画策定後の推進体制のほか、今後の検討会スケジュールや委員からのヒアリングを踏まえた意見交換が行われた。計画に盛り込む予定の優先的・先行的取り組みの視座については、市が▽エリアマネジメントの推進▽

委員からは、「専門家の話(委員からのヒアリング)を聞いてもよくわからない。市で具体的な方針を示してもら

わないと何回会合を開いても仕方がない」「もっときつくばらんに、より具体的な事例を出して説明してほしい」などの意見が出された。

12月上旬に予定している次回会合では、計画の目玉となる市庁舎整備の考え方も優先的に取り組むべき施策などについて集中的に議論する。市

は、12月末をめどに計画案をまとめ、パブリックコメントを募集した上で、10年3月末に計画を確定する。